

第1号様式（第3条関係）

（表）

年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

誓 約 書

私は、松山市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第9条第4項の規定に基づき、松山市公営企業局が(工事名) \_\_\_\_\_ により暴力団を利することとならないように、暴力団員等のもとより、暴力団関係事業者を同工事から排除していることを認識した上で、下記の事項について、誓約いたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して松山市公営企業局が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、誓約事項の確認のため、松山市公営企業局が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意します。

記

1. 暴力団員等ではないことの誓約

私（代表者又は個人）は  暴力団員等に該当しません。

暴力団員等に該当します。

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。

2. 暴力団関係事業者でないことの誓約

私達は、  暴力団関係事業者ではありません。

暴力団関係事業者です。

※「暴力団関係事業者」とは、法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は個人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。

3. 条例第9条第2項に規定する下請契約又は同条第3項に規定する物品納入等契約に際しての誓約書徴収及びその保管の誓約

契約の発注者となる際は、同条第4項の規定に基づき相手方から自己が暴力団員等又は暴力団関係事業者でない旨の誓約書を徴し、当該誓約書を契約締結の日から5年間保管します。

※契約金額（1件の公共工事に関し同一事業者間において複数の下請契約又は物品納入等契約を締結したときは、その契約金額の総額）が130万円を超える場合に限る。

注 該当する□の中にレ点を付けること。

以上

(裏)

(関係条文)

松山市暴力団排除条例（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。

(5) 公共工事 市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

(公共工事からの暴力団排除)

第9条 市は、公共工事を請け負わせる契約（次項第1号において「請負契約」という。）を暴力団員等又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員等のあるもの又は個人で使用人のうちに暴力団員等のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で締結してはならない。

2 次に掲げる者は、公共工事に係る下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下この条において同じ。）を暴力団員等又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

(1) 市と請負契約を締結した者

(2) 公共工事に係る下請契約を締結した者

3 次に掲げる者は、公共工事に関連する資材その他の物品の納入又は役務の提供を受ける契約（以下この条において「物品納入等契約」という。）を暴力団員等又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

(1) 前項各号に掲げる者

(2) 公共工事に係る物品納入等契約を締結した者

4 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前各項に規定する事項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員等及び暴力団関係事業者ではない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、当該契約の契約金額（1件の公共工事に関し同一事業者間において複数の下請契約又は物品納入等契約を締結したときは、その契約金額の総額）が130万円以下の場合には、この限りでない。

5 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。